

## 許認可等審査基準事項一覧表（土壌汚染対策法(汚染土壌処理業除く)関係)

所管局名 みどり環境局

	課名	許認可等 事項名	根拠法令	根拠条項	審査基準	設定等 区分	標準処 理日数	備 考
1	水・土壌環 境課	土壌汚染対策法第 3条第1項ただし書 の確認申請	土壌汚染 対策法	法第3条第1 項ただし書	規則第16条第1項で定める書類 が提出されていること、同条第3 項に適合すること及び平成31年 3月1日環水大土発第1903015号 「土壌汚染対策法の一部を改正 する法律による改正後の土壌汚 染対策法の施行について」(以 下、「環境省通知」という。)のと おり	法律	15日	
2		施行管理方針に係 る確認申請書		法12条第1項	規則第49条の2で定める書類が 提出されていること、規則第49条 の3で定める基準に適合すること 及び環境省通知のとおり			
3		指定の申請		法第14条第3 項	法第14条第2項(規則第54条、第 55条、第56条)で定める書類が 提出されていること、同条第3項 に適合すること及び環境省通知 のとおり			
4		搬出しようとする土 壌の基準適合認定 申請		法第16条第1 項	規則第60条第1項及び同条第2 項で定める書類が提出されている こと、同条第3項に適合すること 並びに環境省通知のとおり			
5		特定有害物質の種 類の通知申請	土壌汚染 対策法施 行規則	規則第3条第 3項	規則第3条第4項及び同条第5 項で定める書類が提出されている こと並びに環境省通知のとおり	省令	30日	
6	帯水層の深さに係 る確認申請	規則第44条第 3項(第50条 第2項におい て準用する場 合を含む。)		規則第44条第1項及び同条第2 項で定める書類が提出されている こと、同条第3項に適合すること 並びに環境省通知のとおり				
7	実施措置と一体とし て行われる土地の 形質の変更の確認 申請	規則第45条第 3項		規則第45条第1項及び同条第2 項で定める書類が提出されている こと、同条第3項に適合すること 並びに環境省通知のとおり				
8	地下水の水質の測 定又は地下水汚染 の拡大の防止が講 じられている土地の 形質の変更の確認 申請	規則第46条第 3項(第50条 第3項におい て準用する場 合を含む。)		規則第46条第1項及び同条第2 項で定める書類が提出されている こと、同条3項に適合すること並 びに環境省通知のとおり				

## 不利益処分基準事項一覧表（土壌汚染対策法(汚染土壌処理業除く)関係)

所管局名 みどり環境局

	課名	許認可等 事項名	根拠法令	根拠条項	審査基準	設定等 区分	備考
1	水・土 壌 環 境課	土壌汚染対策法第3条第1 項ただし書きの確認取消	土 壌 汚 染 対 策 法	法第3条第 6項	規則第16条第3項の規定に該当しな くなったとき及び環境省通知のとおり	法律	
2		有害物質使用特定施設の 使用廃止の通知		法第3条第 3項	法第3条第3項の規定に該当したとき 及び環境省通知のとおり	法律	
3		土壌汚染状況調査結果報 告命令		法第3条第 4項	法第3条第1項の規定による報告をし ないとき及び環境省通知のとおり	法律	
4		土壌汚染状況調査結果内 容是正命令		法第3条第 4項	法第3条第1項の規定による報告が 虚偽であるとき及び環境省通知のと おり	法律	
5		土壌汚染対策法第3条第8 項に基づく土壌汚染状況 調査結果報告命令		法第3条第 8項	法第3条第7項の規定による届出を 受けたとき	法律	
6		土壌汚染対策法第4条第3 項に基づく土壌汚染状況 調査結果報告命令		法第4条第 3項	当該土地が特定有害物質によって 汚染されているおそれがあるものとし て環境省令で定める基準に該当する と認めるとき及び環境省通知のとおり	法律	
7		土壌汚染対策法第5条第1 項に基づく土壌汚染状況 調査結果報告命令		法第5条第 1項	土壌の特定有害物質による汚染によ り人の健康に係る被害が生ずるおそ れがあるものとして政令で定める基準 に該当する土地があると認めるとき及 び環境省通知のとおり	法律	
8		汚染除去等計画の作成及 び提出指示		法第7条第 1項	法第6条第1項の指定をしたとき	法律	
9		汚染除去等計画の作成及 び提出命令		法第7条第 2項	法第7条第1項の規定により市長から 指示を受けた者が汚染除去等計画 を提出しないとき及び環境省通知の とおり	法律	
10		汚染除去等計画変更命令		法第7条第 4項	汚染除去等計画に記載された実施 措置が環境省令で定める技術的基 準に適合していないと認めるとき及び 環境省通知のとおり	法律	
11		実施措置命令		法第7条第 8項	汚染除去等計画の提出をしたものが 当該汚染除去等計画に従って実施 措置を講じていないと認めるとき及び 環境省通知のとおり	法律	
12		計画変更命令		法 第 12 条 第5項	法第12条第1項の届出を受けた場合 において、その届出に係る土地の形 質の変更の施行方法が環境省令で 定める基準に適合しないと認めるとき 及び環境省通知のとおり	法律	
13		汚染土壌の区域外搬出に 係る措置命令		法 第 16 条 第4項	法第16条第4項第1号又は同項第2 号のいずれかに該当すると認めると き及び環境省通知のとおり	法律	
14		汚染土壌の適正な運搬及 び処理のための措置命令		法第19条	法第19条第1号又は同条第2号のい ずれかに該当する場合において、汚 染土壌の特定有害物質による汚染の 拡散の防止のため必要があると認め るとき及び平成31年3月1日環水大 土発第1903017号「汚染土壌の運搬 に関する基準等について」のとおり	法律	

15	水・土 壌 環 境課	帯水層の深さに係る確認取 消	土 壌 汚 染 対 策 法 施 行 規 則	規 則 第 44 条 第 5 項 (第50条第 2項におい て準用する 場 合 を 含 む。)	規則第44条第4項の報告その他の資 料により当該確認に係る要措置区域 において当該確認に係る深さまで帯 水層が存在しないと認められなくなっ たとき又は同項の報告がなかったとき 及び環境省通知のとおり	省令	
16		施行管理方針の確認取消		規 則 第 52 条の8第 1項	規則第 52 条の8第1項第1号から同 項第3号いずれかに該当するとき及 び環境省通知のとおり	省令	